



## 清国湖広総督張之洞の日本製造の紙幣の導入

著者	何 娟娟
雑誌名	文化交渉 : Journal of the Graduate School of East Asian Cultures : 東アジア文化研究科院生論集
巻	3
ページ	289-299
発行年	2014-09-30
その他のタイトル	On the Manufacturing Process of the Japanese Paper Currency Introduced by Zhang Zhidong during the Late Qing Dynasty
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/9920">http://hdl.handle.net/10112/9920</a>

# 清国湖広総督張之洞の日本製造の紙幣の導入

何 娟 娟

## On the Manufacturing Process of the Japanese Paper Currency Introduced by Zhang Zhidong during the Late Qing Dynasty

HE Juanjuan

### Abstract

The opening of foreign trade in the mid 19th century, especially the opium trade, created a large outflow of silver from China, resulting in increased living costs. This situation, coupled with the large number of foreign silver flooding the Chinese market, seriously undermined the old minted silver system. At the same time, due to insufficient copper mining at Yunnan and expensive foreign copper, there arose the phenomenon of poor quality coinage flooding the market.

Because this system led to a shortage of money, the Qing Viceroy Zhang Zhidong issued banknotes in order to improve upon inadequate coinage in Hubei province.

Kuroda Akinobu discussed in his essay two currency reforms in Hubei Province during 1893-1902 and 1903-1908. He especially focused on currency reform; however he did not go into detail about the silver tickets and other forms of official paper money used in the currency reforms. Zhang Zhidong issued government notes in Hubei Province in 1896. Due to the rough printing technology however, the printed government notes were easily copied, and this quickly led to large scale forging. In order to combat this, Zhang Zhidong decided to customize paper government notes from Japan. This paper will clarify the specific manufacturing method of the bills and other issues imported from Japan by Zhang Zhidong.

**Key words** : 張之洞、湖北、紙幣、日本、清末

## はじめに

19世紀中期以降の中国は、外国との貿易が拡大すると、不正常なアヘン貿易により中国の銀が海外へ大量に流出し、物価が高騰した。他方、外国の銀元が中国市場に大量に輸入され、中国の旧来の銀両制度が破壊された。それと同時に、貨幣鑄造のための雲南省産の銅の産量が不足し、外国から輸入する銅塊の価値も高騰するなどの経済混乱が見られた。このため一部では銅による制銭の供給不足で、小銭が市中に横行する現象が出現した。このような状況下で、湖広総督であった張之洞は銅の制銭の不足を改善する方法として湖北省において紙幣の発行を企図したのである<sup>1)</sup>。

湖北省の幣制改革については黒田明伸氏の成果があり<sup>2)</sup>、湖北省における賠償金、借款の返済、財政赤字等に起因するインフレ、大衆購買力の圧縮、市場混乱、経済停滞などを解決するため、1893年から1902年までに第一回の幣制改革を実行し、銀元と銀元票を製造した。しかし1903年の漢口での金融危機により、第一回の幣制改革が失敗し、1903年から1908年までの第二回の幣制改革が行われ、銅元と官銭票を製造したことや幣制改革の意義について究明された。しかし貨幣改革中に湖北省で使われた銀元票と官銭票などの日本製の紙幣の発行の問題に関しては詳らかにされていない。

光緒二十二年（1896）、湖北省において紙銭票が初めて印刷されたが、印刷技術が未熟であったため印刷された紙銭票が模造され、すぐに偽造紙幣があらわれた。このため張之洞は日本から精緻な紙幣の導入を計画したのであった。

そこで本論文は、張之洞が日本から導入した日本製の紙幣について明らかにしたい。

### 一 湖北省における幣制改革の推移

中国は欧米諸国の侵入によって伝統的な貨幣制度が崩壊して、貨幣市場は混乱し、私鑄氾濫などの状況が見られた。清政府には統一した国家銀行がなく、戸部と各省が別々に鑄造権を持ち、鑄造局が多く、さらに民間に私鑄の現象も多く発生した。地域によって省政府が鑄造した貨幣なども見られ、それぞれが異なり、民間の私鑄の貨幣の混乱は極めて深刻であった。大量の悪貨幣が市場に出現し、貨幣市場が混乱する状況であった。そのため金価と銅価が高騰し、19世紀末の世界、とくに欧米諸国は銀本位制から金本位制に移行したが、清国ではなお銀本位制が使われ、外国の銀元の侵入で貨幣危機を迎えていた。外国の銀元が大量に中国の貨幣市場

1) 劉四平 李細珠「張之洞与晚清貨幣改革」『歴史档案』2002年第1期、100～109頁。

2) 黒田明伸「清末湖北省における幣制改革」『東洋史研究』41巻3号、1982年12月。

に流入し、その市場の混乱もさらにひどくなったと言われる<sup>3)</sup>。

このような時期に湖北総督であった張之洞が、紙幣の導入を企図したのである。

光緒十五年（1889）に、両広総督であった張之洞を湖広総督へ転出させる命が下る<sup>4)</sup>。彼が着任早々に直面した問題の一つに貨幣問題があった。その貨幣とは、小銭と呼称された官製の制錢と比べて軽量の私鑄錢で、「銅鋪私銷」<sup>5)</sup>などと私鑄錢が横行していたとされる。太平天国以降各省の制錢鑄造が停止し、また雲南省の銅産出が減少したため、制錢が供給不足になっていた。そのため私鑄の小銭が市中に横行していた<sup>6)</sup>。私鑄錢の横行は全国的に共通した現象であったが、湖北省の場合、他省以上に深刻な問題を抱えていた。当時の漢口は、世界的な茶葉の搬出港で、銅錢が茶の購買手段として使用されていた<sup>7)</sup>。しかし銅錢の不足は茶市場を混乱させた<sup>8)</sup>。また湖北省はその歳入中に占める銅錢収入の割合が、最も多い省でもあった<sup>9)</sup>。湖北省政府としても何らかの対応に迫られていた。

張之洞は「据湖北藩両司、塩法道会同善後、齒糧両司道奏議援案具詳請奏前來」<sup>10)</sup>と上奏した、光緒帝十九年（1893）、張之洞は省政府による銀元の機械鑄造案を上奏する。これが張之洞の採った銅錢不足解消策であった。そして、張之洞は銀元局を創設する。彼は銀元をもって銅錢に代替させようとした。

第一に、「各局卡抽収糧金課、皆用制錢完納」<sup>11)</sup>と、従来銅錢で納められていた釐金、塩課などの税をこの湖北銀元で納めること、また官金としてこれを使用することを許可した。以上は省内向けの解消策である。

第二に、湖北銀元が市場価格で取引されることを認め、各地における流出を放任した。「至江蘇、安徽、江西三省行銷最易」<sup>12)</sup>と、これは省外への流通の便を図ったものと言える。

3) 石毓符著『中国貨幣金融金略』、天津人民出版社、1984年、第88頁。

4) 『張文襄公全集』卷二十九、奏議二十九、光緒十五年十一月二十七日付の「到湖広任謝恩摺」に、「茲于光緒十五年十一月二十五日行抵湖北省城」（『張文襄公全集』第二冊、河北人民出版社、1998年9月、755頁）とある。

5) 『張文襄公全集』公牘十一「札司道籌議錢法」（『張文襄公全集』第二冊、河北人民出版社、1998年9月、2632（2631～2632）頁）。

6) 『支那經濟全書』東亞同文会編纂、1908年、第一輯、第五編物価、第255頁。

7) 『支那省別全誌』雄松堂フィルム出版、1967年、第九卷湖北省、第536～538頁

8) 『張文襄公全集』卷九十六、公牘十一、光緒十六年閏二月初一日付の「札司道籌議錢法」に、「（『張文襄公全集』第二冊、河北人民出版社、1998年8月、2631～2632頁）。

9) 『支那經濟全書』東亞同文会編纂、1908年、第一輯、第七編財政、第938～976頁。

10) 『張文襄公全集』卷三十三、奏議三十三、光緒十九年八月十九日付の「請鑄銀元摺」に、「据湖北藩両司、塩法道会同善後、齒糧両司道奏議援案具詳請奏前來」（『張文襄公全集』第二冊、河北人民出版社、1998年8月、891～892頁）とある。

11) 註10同『張文襄公全集』卷三十三、奏議三十三、光緒十九年八月十九日付の「請鑄銀元摺」による。

12) 『張文襄公全集』卷三十八、奏議三八、光緒二十一年閏五月二十七日付の「進呈湖北新鑄銀元並籌行用辦法摺」に（『張文襄公全集』第二冊、河北人民出版社、1998年8月、1009～1010頁）とある。

第三に、京餉、協餉といった省外への官金の移動は、従来通り紋銀に基づくこととした<sup>13)</sup>。清朝中央への配慮である。

このような張之洞の政策にも係わらず、相変わらずの銅貨需給の逼迫とそれによる銅錢騰貴があった。銀元鑄造高が上昇するなか、光緒二十三年（1897）、張之洞は「臣等與司道熟商、惟有設立官錢局、制為錢票、銀元票」<sup>14)</sup>と、官錢局を創設する。官錢局の主要業務は、額面一元の銀元票、一千文の官錢票を発行し流通させることであった。しかし銀元が発行され流通しても、銅貨需要を緩和させることは出来なかった。張之洞は、その理由は投機を狙った錢莊の銅錢備蓄が主要原因であると考えた。特に地丁銀の納税の際、錢莊において銅錢を銀に兌換するためとみなした<sup>15)</sup>。しかし、そもそも銀元のみで銅錢の代替をさせることは、数量の上で不可能である。そこで官錢局を設置し、銅錢に代替すべく銀元票、官錢票を発行したのである。

光緒二十二年（1896）、王秉恩は湖北省の銀元局によって銀元票を発行することを張之洞に提案した。湖北銀元局発行の紙幣について「行用銀元錢票示」に、

照得本部堂、院前經奏明、予湖北武昌省城設立銀元局、開鑄銀元、通行各省。銀元所以代替制錢、自應有劃一之錢價、方便行使。茲議定、每新鑄之本省一元、準作制錢一千文。一面增購機器、添鑄對開、五開、十開、二十開小銀元、亦加鑄本省字樣、其價照一千文、以次遞減、亦如制錢可以零精使用；並刊行銀元官票、加蓋本省藩司印信、與善後局所發加蓋司印每1千之錢票、相鋪而行、以期轉輸不欠。為此、印仰軍民人等、知悉爾等、須知制錢雖一時短少、爾新鑄本省銀元及銀元印票、官錢印票、實與制錢無異、三項充足流轉民間。光緒二十二年四月初四日。<sup>16)</sup>

とあるように、この公示では張之洞が湖北省で銀元、銀元票及び制錢票の三つの地方貨幣を広く流通させる重要な公示であった。公示の通り、湖北省銀元局において一元の銀元のみならず、二開、五開、十開、二十開など小さい銀元を鑄造し、銀元官票の発行も追加された。銀元局の銀元票は善後局によって発行された一千文の錢票と互いに協力し途絶えず流通するものであった。

王秉恩は銀元票の印刷が、必ず精緻でなくてはならないとして、日本の技術を学ぶ方法を考えた。そこで日本の帝国内閣印刷局と連絡することを在日留学委員の鄺国華に委託したのである<sup>17)</sup>。

湖北省の貨幣博物館が所蔵する清代紙幣の中に光緒二十五年（1899）に湖北銀元局が発行し

13) 註10同『張文襄公全集』卷三十三、奏議三十三、光緒十九年八月十九日付の「請鑄銀元摺」による。

14) 『張文襄公全集』卷四十五、奏議四五、光緒二十三年正月十二日付の「設立官錢局片」に、『張文襄公全集』第二冊、河北人民出版社、1998年8月、1224頁）とある。

15) 『張文襄公全集』卷四十五、奏議四五、光緒二十三年正月十二日付の「設立官錢局片」に、『張之洞全集』第五冊、河北人民出版社、1998年8月、1224頁。

16) 『張之洞全集』第五冊、河北人民出版社、1998年9月、公牘83、4889頁。

17) 吳壽中「湖北銀元局與北洋銀元局發行的紙幣」『中国錢幣』1993年第3期。



た「憑票取銀元壹大元」の銀元票がある（上図参照）。その銀元票は図案と印刷が非常に美しく、長さ201mm、幅が135mmである。銀元票の表面の最下部に小さい文字で「大日本帝国政府印刷局製造」とある。すなわちこの銀元票の銀元票は日本の印刷局によって製造されたものである<sup>18)</sup>。

張之洞は湖北銀元局で銀元票を製造したが、印刷技術が未熟であるため印刷された紙銀元票が模造され、すぐに偽造の紙幣があらわれたため、張之洞は日本から紙銀元票の導入を計画した。その結果、上の「憑票取銀元壹大元」が「大日本帝国政府印刷局製造」によって作られ、湖北省で流通することになったのである。

そこで次に、湖北省で「大日本帝国政府印刷局製造」の紙銀元票が使用されるに至った事情を考察してみたい。

## 二 湖北省における日本製造紙幣の導入

それでは湖広総督張之洞は、どのように「大日本帝国政府印刷局」へ紙幣の製造を依頼したのであろうか。中国と日本に残された史料から検討してみたい。

張之洞より日本印刷局に紙幣製造を依頼したことについて『張之洞全集』第九冊、電牘五十八に、次のようにある。

致日本神戸中國領事、轉交張道斯栴、鄴縣丞國華。

光緒二十四年十二月初五日亥刻發。

18) 『湖北錢幣博物館藏品選』、文物出版社、2013年12月、57頁。本史料は、関西大学松浦章教授に提供していただき、教示を得たものである。記して謝意を表する次第である。

現須定制銀元票、鄭縣丞暫勿回鄂、留候諭函到日遵辦、並即復。督院。歌<sup>19)</sup>。

とあるように、張之洞は、日本神戸に駐在する中国領事官員張栢へ電報を送り、「銀元票」の件について鄭國華への取り次ぎを依頼している。光緒二十四年十二月五日すなわち1899年1月16日に電報を日本の神戸に向けて発信し、「銀元票」の製造を日本に依頼するため、張之洞は鄭國華を暫く湖北省に帰郷させず、日本で事務処理を行うように命じたのである。

鄭國華は張之洞からの電報を受け、直ちに清国特命全権公使の李盛鐸に連絡した。そして李盛鐸は銀元票の印刷の件について外務大臣の青木周蔵に書簡を送っている。「清国湖広総督張之洞ヨリ紙幣製造方依頼ノ件 明治三十二年」<sup>20)</sup>に次のように見られる。

拜啓、陳者中國湖廣總督張之洞來電、湖北擬印銀圓票紙錢、派委員鄭國華與貴國印刷局商繪圖樣、轉交印刷局、照式代為從速刊印壹百萬張、所需工料價值若干、應於何時交付此項票紙、何時可以刊印完竣交齊等情、并請詳細示覆、以便轉致鄂督。是所至禱專此佈達順頌時祉。

大日本外務大臣子爵青木周蔵閣下

李盛鐸謹具 中三月二十二日

李盛鐸が青木周蔵に送った書簡は、中国暦の三月二十二日、すなわち5月1日付である。張之洞は銀元票の印刷の件について鄭國華を日本へ派遣し、彼に日本の印刷局と連絡させた。鄭國華の任務は錢票の図様、印刷の数100万枚、手続費、交付と完成の時間等問題について日本の印刷局と相談することであった。

さらに李盛鐸は、内閣総理大臣の山県有朋に書簡を呈上した「明治三十二年五月三日起草、同年月日發遣」の内容は以下のようである。

山縣内閣総理大臣殿 青木外務大臣清国湖北ニ於テ銀貨紙幣發行ノ計画有之事ニ湖廣總督張之洞ヨリ鄭國華ヲ委員トシテ本邦へ派遣シ印刷局ニ就テ該図樣等及協議候…右図樣ニ照ラシ紙幣壹百萬枚、至急印刷方依頼致度具右ニ関スル約定ノ締結等ハ在本邦清国出使へ依頼致候旨同総督ヨリ電報有之候…

清歴三月二十二日 李盛鐸

大日本国外務大臣子爵青木周蔵閣下<sup>21)</sup>

19) 『張之洞全集』河北人民出版社、1998年11月、第9冊、電牘58、7699頁。

20) 「清国湖広総督張之洞ヨリ紙幣製造方依頼ノ件 明治三十二年」外務省 3門通商 4問財政及經濟 3項貨幣 簿冊、外務省外交史料館支那貨幣關係雜件による。

21) 註20同、「清国湖広総督張之洞ヨリ紙幣製造方依頼ノ件 明治三十二年」による。

李盛鐸は、明治32年5月3日付にて外務大臣青木周蔵に連絡するのみならず、張之洞からの依頼の件を、さらに山縣内閣総理大臣にも伝えた。その内容は帝国政府印刷局に紙幣の図様についてのものであった。

まもなく内閣書記官長の安広伴一郎は、印刷依頼の件についての契約締結に関して外務省政務局長内田康哉に連絡した。

清国湖北ニ於テ發行ノ銀貨紙幣製造方、印刷局ニ依頼ノ件ニ付、去ル三日外務大臣閣下ヨリ総理大臣へ御照會ノ條項ハ左記ニ通…<sup>22)</sup>

明治三十二年五月十六日

内閣書記官長安廣伴一郎

外務省政務局長内田康哉殿<sup>23)</sup>

内田康哉は、印刷依頼の内容に関する契約の締結について印刷局長の得能通昌に連絡し、得能通昌は直ちに返答している。

- 一 紙幣製造引渡ハ契約ノ締結、本月中ニ完了スルニ於テハ、明治三十三年二十日ヲ経過ノ後ヨリ、着手スベシト経ル契約締結ノ遅延スルニ於テハ、其期日モ変更ヲスルコトアルベシ。
- 一 費額ハ壹百萬枚ニ付、日本法貨金貳萬壹千圓トス。  
但、印刷局構内引渡代價ニシテ、荷造及運送費ヲ包含セサルモノトス。
- 一 仕拂期日ハ代價請求ノ日ヨリ三日以内トス追テ、右契約條項ハ豫定ニシテ、後日當事者相互ノ都合ニヨリテハ多少ノ変更有之哉…

本年五月十六日付ヲ以テ、内閣書記官長ヨリ貴官宛御回答ノ清国湖北發行銀貨紙幣ノ件ニ付、小林属ヲ以テ、御問合ノ第三項代價仕拂期日ハ御意見ノ通り、製造紙幣引渡しノ後、具引渡シ員数決定スルモノ付テノ仕拂期日ニ有之小林殿小官ヨリ申進状也。

明治三十二年五月十七日 印刷局長 得能通昌

外務省政務局長 内田康哉殿<sup>24)</sup>

とあるように、張之洞が依頼したのは銀元票の印刷100万枚であり、その費用は日本円で2万1千円であったなど、この契約は主に三条の内容であった。

22) 註20同、「清国湖広総督張之洞ヨリ紙幣製造方依頼ノ件 明治三十二年」による。

23) 註20同、「清国湖広総督張之洞ヨリ紙幣製造方依頼ノ件 明治三十二年」による。

24) 註20同、「清国湖広総督張之洞ヨリ紙幣製造方依頼ノ件 明治三十二年」による。

- 一、契約締結の遅延によって紙幣製造の引き渡しの期日も変更される。
- 二、荷作と通送費を含んだ印刷の費額は日本円で21,000円である。
- 三、支払い期日は当事者相互の都合で相談後決めること。

日本政府は、張之洞より銀元票の依頼を受け、契約を締結している。そして外務大臣青木周蔵は直ちに李盛鐸に連絡した。

- 一 紙幣製造引渡ハ契約ノ締結本月件ニ完了スルニ於テ、明治三十二年二月二十日経過ノ後ヨリ、着手スベシトモ契約締結ノ遅延スルニ於テ、其期日ノ変更ヲ生スルコトアルベシ。
- 一 製造費額ハ壹百余枚ニ付、日本法貨貳万壹百千円トス。  
但、右金額ハ印刷局構内引渡代價ニシテ、荷造及通送費ヲ包含セサルモノトス。
- 一 仕拂期日ハ製造紙幣引渡ノ後、具引渡價数ニ對スル代價請求ノ日ヨリ三日以内トス。
- 一 前記契約條項ハ豫定ニシテ、該日當事者相互ノ都合ニ依リテハ多少変更スルヲ得モノトス。  
右回答、日本大臣ニ茲ニ重ネテ、閣下ニ向テ、敬意ヲ表ニ候敬具。<sup>25)</sup>

青木周蔵は、李盛鐸に、張之洞から帝国政府印刷局への銀貨紙幣依頼の契約締結に回答した。以上のように、湖北省政府は紙幣印刷について日本帝国政府の印刷局と契約を締結した。

日本から導入した100万枚の銀元票は印刷が精緻で、湖北省の人々から歓迎を受けたようで、湖北省官錢局はさらに日本に印刷の追加注文を行っている。

『張之洞全集』巻一三九、公牘五四、光緒二十五年十一月初十日付の「札錢恂就近在日本点收头批銀元票八万張」に、次のようにある。

照得鄂省前經電請欽差出使日本大臣李在日本印刷局代為訂造銀元票一百万張、原訂合同内声叙、准予光緒二十六年正月二十一日以内十日内、造八万張交付等因。<sup>26)</sup>

日本に印刷を依頼した銀元票100万枚の評判が良かったと見ると、光緒二十六年正月二十一日、1900年2月20日付で10日以内にさらに8万枚の印刷の追加を命じている。

また『張之洞全集』巻二五九、電報九〇、光緒三十年七月初七日付の「致東京楊欽差」に、

25) 註20同、「清国湖広総督張之洞ヨリ紙幣製造方依頼ノ件 明治三十二年」による。

26) 『張之洞全集』第5冊、河北人民出版社、1998年11月、「札錢恂就近在日本点收头批銀元票八万張」第3906頁。

湖北官錢局、毎張一千文之票、請尊處再向印刷局代訂二百五十萬張。交票之期、愈速愈妙。余悉照章弁理、祈速定電復。麻<sup>27)</sup>。

とあるように、光緒三十年（1904）七月に、日本から「一千文錢票」を250万枚の追加を計画していたのである。

ついで『張之洞全集』巻二六一、電報九二、光緒三十一年三月初七日の「致東京楊欽差」によると、日本への紙幣印刷依頼が急増したことがわかる。

鄂省現鑄一兩銀幣、已通行。擬托日本印刷局代造一兩銀幣票二百万張、十兩銀幣票二十萬張。票紙所繪花紋、務須富麗精美。請商該局先繪五彩雲龍銀幣票樣兩種、一種一兩者、一種十兩者、寄鄂酌定、再與議訂合同。其票面字樣、屆時由鄂書就并寄、祈妥商電復。遇<sup>28)</sup>。

光緒三十一年（1905）七月には、「一兩銀元票」を200万枚そして「十兩銀元票」を20万枚もの紙幣を日本から導入することにしたのであった。

このために、張之洞と日本帝国政府印刷局の間で明治38年、光緒31年（1905）に、湖北省の紙幣印刷に関する契約書が交わされた。内閣賞勲局の「印刷局ニ於テ清国湖北官錢局錢票製造ニ関スル契約書案ノ件」<sup>29)</sup>に、契約書の内容が列記されている。

#### 契約書

大清国欽差出使大臣楊樞、湖廣総督張之洞ニ代リ、大日本帝国政府印刷局長得能通昌トノ間ニ於テ、大清国湖北官錢局壹千文錢票、貳百五拾萬枚ノ製造ヲ為ス、契約ヲ商定シ、其條項ヲ左ニ列ス。

第一條 大清国欽差出使大臣楊樞、湖廣総督張之洞ニ代リ、大清国湖北官錢局壹千文錢票、貳百五拾萬枚ノ製造ヲ、大日本帝国政府印刷局長得能通昌ニ依頼セリ

第二條 錢票ハ湖北官錢局ヨリ印刷局ニ送付シタル原版ニ依リ、去ル明治三十七年五月六日付契約書ニ基キ、製造シタル錢票ヲ以テ、製造ノ定準トス。

第三條 印刷局長ハ第二條ニ據リ、壹千文錢票貳百五拾萬枚ヲ製造シ製造済ノ上之ヲ欽差大臣又ハ同大臣ノ指定セル受取人ニ東京印刷局構内ニ於テ引渡スヘシ

第四條 壹千文錢票貳百五拾萬枚ヲ製造代価ハ、日本金貨四萬千八万七拾五圓、即壹枚ニ付壹錢六厘七毫五絲ノ割ト定ム

27) 『張之洞全集』第11冊、河北人民出版社、1998年11月、「致東京楊欽差」、第9185頁。

28) 『張之洞全集』第11冊、河北人民出版社、1998年11月、「致東京楊欽差」、第9309頁。

29) 国立公文書館内閣簿冊公文雜纂明治三十八年第一卷内閣賞勲局の「印刷局ニ於テ清国湖北官錢局錢票製造ニ関スル契約書案ノ件」。

但本文代価金四萬千八百七拾五圓ハ印刷局長ニ支払フ分ノニシテ荷造及  
迎送費ハ包含セス

第五條 印刷局長ハ錢票ヲ試刷シ欽差大臣ニ示シ、其校正ヲ確實ナルモノトス

第六條 印刷局長ハ錢票ヲ製造シ明治三十八年十月一日以降東京印刷局構内ニ於テ漸次引  
渡ヲ為シ、明治三十九年二月十五日迄ニ悉皆引渡ヲ了スベシ

但至急ヲ要スル日本帝国政府ノ製造品輻輳セシ場合又ハ天災其他避クベ  
カラザル事故アルトキハ本文引渡期日ヲ變更スルコトアルベシ

第七條 欽差大臣又ハ湖廣總督ハ錢票受取シ為メ、豫テ受取人ヲ定メ印刷局長ニ通知シ置  
キ錢票引渡ノ期日ハ印刷局ヨリ、豫メ通知ヲ為シ通知ノ日ヨリ七日以内ニ其受取人ニ  
欽差大臣ノ記名調印セル受取証書ヲ持參セシメ其受取証書ト引換ニ現品ヲ引取ルヘシ

第八條 印刷局長ハ現品ヲ引渡シタル後ニ、貨数ノ過不足其他損傷等アルモ其責ニ任ゼザ  
ルヘシ、若シ印刷局内ノ工匠ニシテ、私造及超過印刷等ノ弊アリテ、湖廣總督ニ於テ發  
見シ印刷局ニ、其取調ヲ請求シタルトキハ印刷局長ハ之ヲ拒コトヲ得ス

第九條 欽差大臣ハ錢票ノ引渡ヲ受テ、其貨数ニ該當スル製造代価ノ請求アリタルトキハ、  
三日以内ニ其代価ヲ印刷局長ニ支払フヘシ

第十條 錢票ノ原版ハ製造完結ノ後、第七條ノ手続きニヨリ引渡スベシ

第十一條 湖廣總督ニ於テ、錢票製造中止ノ申込ヲ為シタルトキハ、印刷局長ハ、其事情  
止ヲ得ザルモノト認ルトキニ限り其申込ニ應スルコトアルベシ

第十二條 印刷局長ハ前條製造中止ヲ承諾シタルトキハ、該製造ニ要シタル一切ノ費用ヲ  
清算シテ、欽差大臣ニ賠償ヲ求メ、同大臣ハ其請求金額ヲ參拾日以内ニ印刷局長ニ支  
払フヘシ

但本文ノ場合ニ於テ、印刷局長ハ錢票ノ用紙及印刷済ノ錢票、其他製造  
中ノ紙並ニ製造ノ原料ハ均シク、第七條ニ照ニ悉ク引渡スベシ

右ノ証據トシテ、互ニ日本文清国文各貳通ニ記名調印スルモノナリ

大日本国明治三十八年 月 日即

大清国光緒三十一年 月 日

東京印刷局ニ於テ之ヲ作ル

とあるように、印刷契約書の契約は主に十二条項であった。

これによると大清国欽差出使大臣楊枢は張之洞が得能通昌との間で、湖北官錢局の一千文錢票を250万枚製造することを依頼し、契約を締結した。

湖北官錢局は一千文錢票の250万枚の印刷を大日本帝国政府印刷局長得能通昌に依頼する。錢票は湖北官錢局が印刷局に送付した原版に依り、明治37年5月6日付で契約した内容により製造すること、完成した紙幣は東京印刷局構内において引渡することが決められている。印刷の

代価は41,870円で、一枚の紙票の印刷費が「一錢六厘七毫五絲」である。ただしこれには荷造り及び郵送費も含まれていた。得能通昌は紙票の見本を湖北省側に示し、確認させることなど、詳細に記されている。

## おわりに

これまで湖広総督張之洞が、湖北省でさまざまな幣制改革をおこなったことは明らかにされてきたが、張之洞が直接に日本へ紙幣の製造を指示し、日本政府の印刷局で製造された紙幣を湖北省に導入したことについては検討が不十分であった。

そこで本論文において、清国湖広総督張之洞が企図し、日本から導入した日本製紙幣の問題について、張之洞の公牘や電報から湖北省内で使用する紙幣の製造を日本政府の印刷局に、依頼したことが判明した。とくに日本に残された「清国湖広総督張之洞ヨリ紙幣製造方依頼ノ件明治三十二年」、「印刷局ニ於テ清国湖北官錢局紙票製造ニ関スル契約書案ノ件」の記録から、湖北省における日本政府が製造した紙幣の導入経緯について詳細に知ることができるのである。

清末の中国と日本との関係、とくに湖北省で使用された日本製造の紙幣導入の問題は、日中の経済交流の紙幣方面においての具体的な例証の一つだと言えるであろう。